

# 津山市道路線認定・廃止基準

一部改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく市道の認定及び廃止について、必要な基準を定める。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道 路・・・一般の交通の用に供されている道。
- (2) 市 道・・・市道認定した道路。（道路法第3条第4号）
- (3) 法の道路・・・一般国道，県道，市道（道路法第3条2号，3号，4号）
- (4) 集 落・・・住居が概ね5戸以上の集まりをいう。
- (5) 公共施設・・・教育施設，医療施設，官公庁施設及びその他の施設で，地域の共同の福祉，利便に必要な施設。

(基本要件)

第3条 市道として認定しようとする路線は、現に公共性の高い道路で、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当していなければならない。

- (1) 路線の両端が、法の道路に接続している道路。
- (2) 路線の一端が法の道路に接続し、他端が公共施設又は集落等に接続している道路。
- (3) 路線の一端が法の道路に接続し他端が農道，里道等に接続している道路。
- (4) 土地区画整理法，土地改良法，都市計画法，市街地再開発法，建築基準法，その他関係法令の規定に基づき設置された道路。（道路管理者と協議）
- (5) 路線の一端が法の道路に接続している，宅地造成等により設置した敷地内道路。

(幅員)

第4条 前条各号の道路幅員は、次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- (1) 一般道路は4.0m以上とする。ただし、交通量が極めて少なく、地形の状況その他特別の理由により、やむを得ないと認められる場合は、1.8m以上とすることができる。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号で道路の位置の指定を受けている道路は、指定の際の幅員（以下「指定幅員」という。）以上とする。ただし、利用の状況及び公共の見地から、市長が必要と認める道路はこの限りではない。
- (3) 堤防天端等の他の公共施設を兼用するもので、歩行者，自転車等の交通に使用されている道は、1.5m以上とする。
- (4) もっぱら歩行者，自転車等の通行のために築造した道路は、1.5m以上とする。

(5) 県道改良工事等により不明となった旧県道等で、市道として存置する場合は、現状の幅員とする。

(施設)

第5条 第2条各号の道路は、次の各号の施設を備えているものでなければならない。ただし、地形の状況その他特別の理由により、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(1) 幅員4.00m以上の道路が交差し、若しくは接続し、又は屈曲している箇所には、適度な見通しができる隅切り、もしくはカーブミラー等の安全施設が設けられていること。

(2) 宅地造成等により、新たに設置された路線の場合、路面が舗装されていて、側溝、街渠等の排水設備を完備していること。

(3) 前各号に定めるもの、及びその他の施設については、道路管理上支障のない構造を備えていること。

(占用物件)

第6条 第2条各号の道路に関する占用物件は、道路管理上支障のない状態にななければならない。

2 前項の占用物件で、道路管理上支障があると認められるものは、市道認定前に、改善されなければならない。

(道路敷地)

第7条 敷地の所有権が津山市であること。又は、津山市へ寄付されるものであること。なお、国及び県有財産である場合には、この限りではない。

2 前項の寄付される道路敷地が、分筆、相続、名義人の表示変更、及び抵当権の抹消を行う必要があるものについては、寄付申出者によって、手続きがなされているもので、市への所有権移転登記が、直ちに行えるものでなければならない。

3 前項の寄付される道路敷地の境界には、隣接土地所有者との間に紛争が生じないよう境界標等が設置されなければならない。

4 市道の認定を受けようとする者は、道路敷地の境界に係る境界確定協議書等を提出しなければならない。

(提出書類)

第8条 市道認定を受けようとする者は、申請書類を提出しなければならない。

(廃止)

第9条 次に掲げる基準の、いずれかに該当する市道については、当該市道を廃止、又は一部廃止する。

(1) 道路新設工事等により、代替道路ができたため、必要がなくなったもの。

(2) 路線が重複し、必要がなくなったもの。

(3) 道路としての効用を失ったもの。

(4) 将来の道路改良計画がないなど、管理上不適当なもの。

2 市道路線の廃止を受けようとする者は、申請書類を提出しなければならない。

第10条 第1条ないし前条までの要件に該当しないが、市長が必要と認める道路については、この限りではない。

付則

(施行期日)

- 1 この基準は昭和63年1月1日から施行する。
- 2 その他、この基準に関して必要な事項については、別に細則を定める。

付則

- 1 この基準は令和元年12月1日から施行する。

付則

- 1 この基準は令和2年4月1日から施行する。

付則

- 1 この基準は令和4年7月1日から施行する。